



▲完成した田口橋で、親子三世代を先頭に渡り初めをして開通を祝う参加者

県道御船甲佐線 田口橋 開通式典が開催

3年4カ月ぶりの開通を祝い、地元の住民らが渡り初め

■田口橋開通式典が開催されました

8月18日(日) 田口橋の緑川左岸で、開通を祝う式典が行われ、関係者など約80人が参加しました。

緑川に架かる県道御船甲佐線の同橋(全長約262メートル)は、熊本地震で被災し、橋桁がずれ、橋脚と橋台が破損したため通行止めになっており、3年4カ月ぶりに開通。

復旧工事では、橋脚の補強と橋桁の架け替えを行い、幅員が4.5メートルから7メートルに拡張。中央線のある片側1車線の道路となりました。

甲佐中学校吹奏楽部の演奏で始まった式典で、奥名克美町長は「田口橋は県南から県北までの地域を結ぶ道路としても重要な役割を果たす区間であり、地域の発展には必要不可欠な橋。近隣の観光・広域連携が加速し、宇城地域と上益城地域の発展につながる」と期待しています」とあいさつ。



▲演奏を披露する甲佐中学校吹奏楽部の皆さん

開通イベントとして、テープカットを行った後、親子三世代家族を先頭に地元住民や保育園児など約250人が渡り初めを行い、橋の開通を祝いました。

渡り初めで先頭を歩かれた宮本英世さん・久美子さん(古閑区)ご家族は「待ちに待った田口橋開通の日に、貴重な体験をさせていただきありがとうございます。事故がない安全な橋であり続ける事を願っています」と笑顔で感想を話されました。

▼お問い合わせ先

町建設課

☎ 096 - 234 - 1183

10月1日から幼児教育・保育の無償化がはじまります

10月1日（火）から、3～5歳児クラスの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子どもの利用料が無償化されます。

利用する施設やサービスに応じて対象者や無償化の対象が異なりますので、次の説明にてご確認をお願いします。

※0歳～2歳児クラスの住民税非課税世帯の子どもの対象になります。

■幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子どもの場合

▼対象者・保育料

3～5歳児クラスの全ての子どもおよび0～2歳児クラスの住民税非課税世帯の子どもの保育料が無償化されます。

・幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化されます。月額上限25,700円までが無償化の対象となります。
 ※食材料費、通園送迎費、行事費、延長保育料などは、これまでどおり保護者の負担になります。

▼3～5歳児クラスの食材料費（副食費と主食費）について

・保育所などを利用の3～5歳児クラスの子ども（2号認定児童）についても、今後は副食費（おかず、おやつなど）をお支払いいただくこととなります。

・年収360万円未満相当世帯の子どもと第3子（※）以降の子どもについては、副食費（おかず、お

やつなど）が免除されます。

※幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の1号認定は小学校3年生から、保育所・認定こども園（保育所部分）の2号認定は就学前児童から数えて第3子以降の子どもは、0～2歳児クラスの子どもは、これまでと変わりません。

▼対象となる施設・事業

幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育）、企業主導型保育事業所

■幼稚園の預かり保育を利用する子どもの場合

▼対象者・利用料

無償化の対象となるためには、甲佐町から「保育の必要性の認定」を受けする必要があります。

※認定申請書に必要書類を添付のうえ、原則としてお子さんが通われている園を経由して申請してください。なお、「保育の必要性の認定」については、就労などの要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。

※満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの子どもが対象です。幼稚園の利用に加え、利用日数に応じ1日あたり450円を上限に、月額11,300円まで預かり保育の利用料が無償化されます。

※住民税非課税世帯については、満

3歳から対象となります。その場合、満3歳となった日から最初の3月31日までの間は、月額16,300円までとなります。

■認可外保育施設などを利用する子どもの場合

▼対象者・利用料

無償化の対象となるためには、甲佐町から「保育の必要性の認定」を受けする必要があります。

※保育所、認定こども園などを利用してきていない子どもが対象となります。

※認定申請書に必要書類を添付の上、町福祉課へ申請してください。なお、「保育の必要性の認定」については、就労などの要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。

※3～5歳児クラスの子どもは月額37,000円まで、0～2歳児クラスの住民税非課税世帯の子どもは月額42,000円までの利用料が無償化されます。

▼対象となる施設・事業

認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業のうち、町が確認を行ったものを対象とします。

▼お問い合わせ先

町福祉課
 ☎096・234・1114
 （内線146）

